

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（農道事業）油井北側地区）を行うことについて令和3年1月14日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和3年2月2日から同月22日まで縦覧に供する。

令和3年1月22日

香川県知事 浜 田 恵 造